

平成27年9月29日

答申第591号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「NHKが平成25年3月に放送した佐村河内氏を扱ったNHKスペシャル」について「① 番組に対する検証、② 責任者の処分、③ 視聴者に対する補償、④ 佐村河内氏に対する法的対応」の開示の求めがあった。

NHKは、①は開示したが、②③④についてはいずれも文書が存在しないため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書はいずれも存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書はいずれも存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年9月29日（第224回審議委員会）

第604号諮問、審議、答申